

学校図書館司書教諭課程について

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。1997年の学校図書館法の改正により、2003年度から12学級以上の規模を持つすべての小中高の図書館への司書教諭の配置が義務づけられています。

司書教諭は学校司書と同じく、学校図書館における専門的職務であり、深い人間理解に基づく、豊かな読書指導を行うことはもとより、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催したり、児童・生徒の学習に対して図書館の利用に関する指導を行うこと等を職務としています。

(※文学部生は、『教職課程ガイドブック（文学部版）』にも履修内容を記載していますので、併せて確認してください。)

1. 司書教諭の要件

司書教諭に就くには、以下の2つの条件を備えていなければなりません。

- ①教諭であること（教員免許状を有すること）
- ②司書教諭の講習を修了していること

本学において、これらの条件を備えるには、卒業に必要な科目の修得のほかに「教職課程」と「学校図書館司書教諭課程」の2課程を履修しなければなりません。そのため、4年間もしくはそれ以上にわたる綿密な履修計画をたてる必要があります。

2. 学校図書館司書教諭課程の開設科目

文部省令で定める司書教諭に関する科目と単位、および本学で該当する科目と単位は、次表のとおりです。必修科目5科目10単位、すべての修得が必要です。

	法令上の科目		本学開設科目		開講学舎	配当セメ	配当年次	備考
	科目名	単位数	科目名	単位数				
必修科目	学校経営と学校図書館	2	(学)学校経営と学校図書館	2	深草	3	2年次以上	
	学校図書館メディアの構成	2	(学)学校図書館メディアの構成	2	深草	3	2年次以上	
	学習指導と学校図書館	2	(学)学習指導と学校図書館	2	深草	4	2年次以上	
	読書と豊かな人間性	2	(学)読書と豊かな人間性	2	深草	4	2年次以上	
	情報メディアの活用	2	(学)情報メディアの活用	2	深草	4	2年次以上	

3. 学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与申請の手続き

司書教諭の講習を修了していることを証するには、文部科学省に学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与申請の手続きをとることが必要です。具体的には、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関（以下、「講習機関」注）という。）を通し、手続きすることになります。

注) 講習機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関）近畿圏では京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学などがあります。（過年度実績）

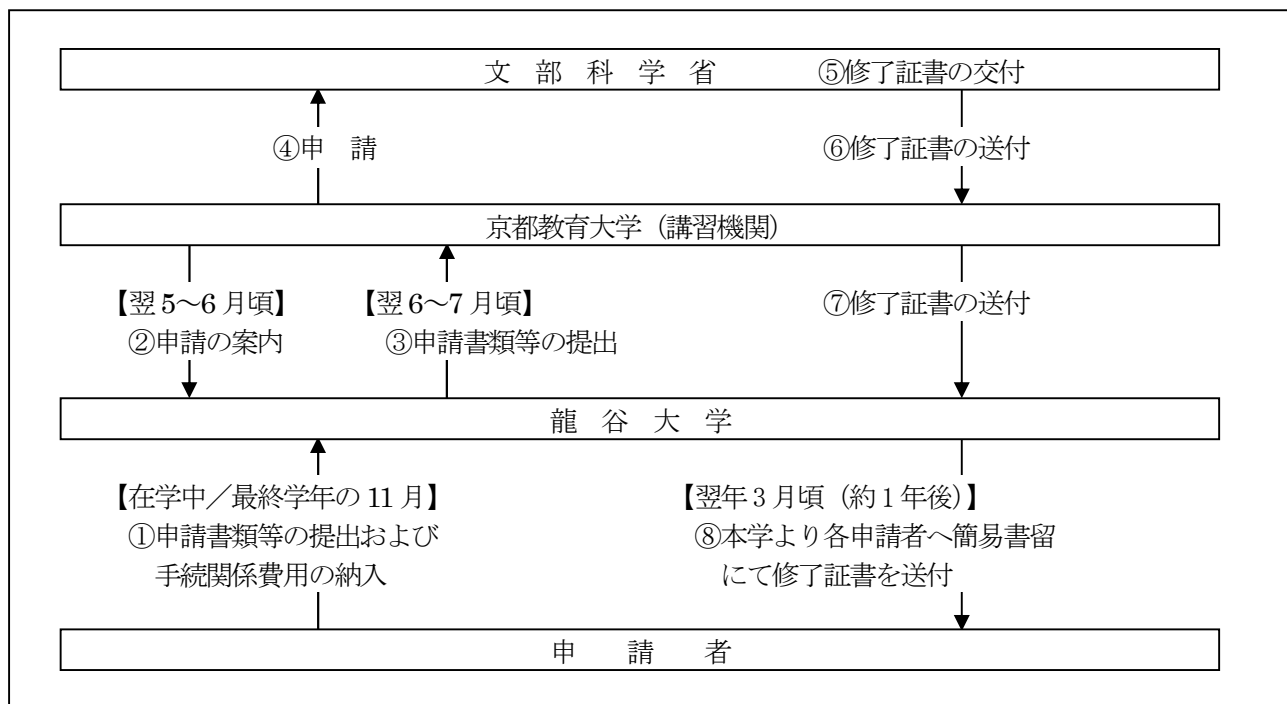
ただし、次の3点をすべて満たすことを条件に、在学中に所定の手続きをすれば、本学が代理で申請手続きをします。

- (1) 【学部生の場合】翌年3月に卒業すること。
- (2) 翌年3月までに教員免許状を取得していること。
※ 学部生が翌3月（卒業式）までに教員免許状を取得するためには、当年度の10～11月頃に「一括申請」の申込手続きをしなければなりません。「一括申請」とは、大学が申請者に代わって一括で免許状を申請することです。この手続きをしなかった場合には、卒業後に個人で申請することになります。
- (3) 翌年3月までに、司書教諭に関する科目の単位をすべて修得していること。

在学中の手続きなどの詳細については、11～12月頃に卒業（大学院修了）予定者に対し掲示及びポータルサイトにてお知らせします。

なお、この場合「修了証書」は、申請した翌年の3月（学部生の場合、卒業の1年後）以降に本学より各申請者に郵送する予定です。

【参考】「修了証書」授与までの手続きの流れ（予定）



このように、卒業から約1年の間に各種手続きが行われますので、卒業後に申請内容に変更（改氏名、本籍地変更、住所変更など）があれば、直ちに本学担当者に連絡しなければなりません。これを怠ると、正しく「修了証書」が発行されず、場合によっては授与が認められませんのでご注意ください。

☆ 連絡先：文学部教務課（大宮学舎）075-343-3317／学校図書館司書教諭担当者 ☆